

# これからの本市財政 転換期といわれる地方財政の中で

小島雅雄（財政局財務部長）

## 一 はじめに

わが国の経済は、昭和三〇〜四〇年代を通じて実質一〇%を超える高度成長を遂げてきたが、この成長を支えてきた条件である石油資源・土地・水・環境問題等の変化とともに大きな転換期を迎え、今後はおおむね六%程度の成長路線を歩むことにならうといわれている。

既に政府は今後の経済運営の指針として昭和五〇年代前期経済計画を決定し、また国及び地方の財政についての中期展望も示している。特にその収支試算においては景気・収収・税制等に一応の前提条件をおきつつ、五二〜五四年度の大巾な財源不足は避けられず、五五年度で収支均衡を図る見通しとしている。

最近、この試算の前提である景気については回復のおくれ、税収見込については伸びの鈍化（五二年度二〇%→一六・五%）、増収を図る税制改正については政治情勢の混迷等、財政をめぐる情勢の変化に伴って試算の全面見直しが伝えら

れている。計画策定後一年足らずしてその見直しを迫られるほど、現在の経済情勢は不安定であり、また将来に対する確固たる展望をもちえない状態にあるといえよう。

このような中で地方財政をふりかえると、別表のように四五年度から地方税の増収に支えられて毎年二〇%を超える伸び率をもつ財政規模に耐えてきた。しかしこれも四十九年度を頂点として情勢は急変した。五〇、五一年度の厳しい財政運営、さらに五二年度以降構造的赤字の続く見通しの中で、これからの地方財政の方向は従来の国への依存姿勢からの脱皮をはじめ行政の厳選・経費の重点配分等に徹底した転換を図ることであり、また自主性と責任をもった財政運営を行う体制を確立することである。

## 二 五〇年度の変動

昭和五〇年当初、政府は五〇年度の経済運営の基本的態度としてまず物価の安

定を第一とし、抑制的な総需要管理を行いつつ年度を通じて緩やかな回復をたどるものと見通しをたて、経済成長率を名目一五・九%、実質四・三%と見込み、また財政的には国税収入一七兆円、地方税八兆円余と見込んでスタートした。

しかしながら四九年度に引続く不況は予想以上に長期化、深刻化し、五〇年度に入っても景気回復は依然として遅い状況となった。このような情勢に対して政府は、消費者物価のやや安定化してきたことをふまえても、なお物価の動向に留意しつつ景気浮揚に重点をおくこととして、数次にわたる公共事業促進を中心とする不況対策や公定歩合・預金準備率の引下げを行った。

一方景気回復のおくれは国税・地方税収入の大巾な減収をもたらした。したがって政府は一二月補正予算をもって、国税等の減収四〇、一九六億円については建設国債一一、九〇〇億円と赤字国債二二、九〇〇億円をもって対応させ、また地方財政対策としては、地方税の減収一

〇、六三二億円については全額地方債の増発をもって補てんし、また地方交付税の国税リンク減一一、〇〇五億円については資金運用部からの借入措置をとった。

このような地方財政の中で本市財政もまた、市税収入の当初見込一、四四三億円が個人及び法人市民税・特別土地保有税等の減収が著しく、結果として九三億円減収の一、三五〇億円の決算額となった。しかしながら前述の地方財政対策として、減収補てん債三六億円と、地方交付税特別措置六二億円を受入れたため、五〇年度実質赤字は六億円に止まった。このような情勢の中で、一方では五一年度予算が編成されていた。

五一年度予算は、おりから策定中の新経済計画をふまえて、高度経済成長期から低成長長期へ移行する年度の予算、また長期的安定を目標とした低成長路線へ定着する年度の予算としてまず位置づけられた。そして予算編成上の焦点は国税の大巾減収と、三兆円に近い地方財政の

財源不足を如何に措置するかであった。

まず政府予算では、国税が五〇年度当初見込の一七兆円にも達しないため、五〇年度に引続き財政法第四条第一項ただし書きの規定による建設国債三五、二五〇億円と、財政法特例法（昭和五一年度の公債の発行の特例に関する法律）による赤字国債三七、五〇〇億円に依存することとした。この結果公債金は七二、七五〇億円、公債依存度は実に二九・九％の高率となった。これと国税一五五、一九〇億円を主要財源として五一年度一般会計二四二、九六〇億円（対五〇年度当初比一四・一％）が編成された。

地方財政計画についても国と同一の基調により策定し、規模総額を二五二、五九五億円（対五〇年度当初比一七・二％）と設定し、地方税を五十年当り初とほぼ同額の八八、八三〇億円見込んだが、二六、二〇〇億円の財源不足は避けられなくなった。この不足額に対する措置は、五〇年度と同様、資金運用部から地方交付税会計への借入れ一三、七〇〇億円と地方債の増発一二、五〇〇億によることとした。この結果地方財政は五〇・五一の二カ年で合計四七、八三七億円もの臨時的な借入れを背負うこととなった。（この五兆円近い借入れは従来ならば当然地方税として収入されたであろう）。

表一 1 財政規模の推移

		(単位 億円)						
		45	46	47	48	49	50	51
国 の 財 政	財政規模	(18.4) 86,266	(17.8) 101,657	(25.4) 127,502	(21.8) 155,321	(28.6) 199,717	208,371	242,960
	国税	(20.4) 77,754	(8.6) 84,439	(23.1) 104,006	(35.1) 140,478	(12.1) 157,544	137,980	161,928
	公債金	4,300	4,300	23,100	23,400	21,600	54,800	72,750
	建設	4,300	4,300	23,100	23,400	21,600	31,900	35,250
	赤字	—	—	—	—	—	22,900	37,500
地 方 財 政	財政規模	(22.2) 99,149	(21.3) 119,095	(22.7) 146,183	(19.5) 174,739	(31.0) 228,879	220,322	252,595
	地方税	(21.4) 37,507	(12.9) 42,357	(18.1) 50,044	(29.7) 64,912	(26.9) 82,375	78,218	88,830
	地方交付税	17,982	21,014	25,530	31,318	41,986	44,711	51,874
	(特別分)	—	—	—	—	2,691	11,005	13,141
	地方債	6,429	11,237	16,359	16,374	19,254	24,860	29,169
(特例分)	—	—	—	—	—	10,632	12,500	
本 市 財 政	財政規模	(27.1) 102,289	(31.7) 134,744	(18.7) 159,930	(19.0) 190,393	(33.0) 253,215	281,823	320,534
	市税	(24.3) 50,145	(20.9) 60,615	(21.5) 73,625	(29.5) 93,100	(26.5) 120,538	134,988	146,460
	地方交付税	10,424	8,985	12,241	15,472	27,435	24,934	29,000
	(特別分)	—	—	—	—	5,220	6,241	7,443
	地方債	5,555	19,635	22,925	22,060	24,597	30,812	45,436
	(特例分)	—	—	—	—	—	3,685	10,164
	財政力指数	0.84	0.84	0.82	0.82	0.80	0.79	0.79
經常収支比率	68.9	71.0	71.1	70.2	70.5	78.3	78.3	
公債費比率	8.3	8.0	7.9	6.8	7.0	7.1	7.1	
経 済 指 標	成経(名目)	17.3	11.7	16.1	22.0	17.9	9.4	13.0
	長率済(実質)	10.4	7.3	9.8	6.4	△ 0.2	3.1	5.6
	公定歩合	6.0	4.75	4.25	5.0→9.0	9.0	8.5→6.5	6.5

注 1. S45~49及び本市50は決算、51は現計予算、国50は補正後、51は当初予算、地方50・51は地方財政計画  
2. 国税には印紙収入及び専売納付金を含む 3. 本市単位は百万円 4. ( ) は対前年比伸率

本市財政においても市税の伸び悩みに  
よる財源不足を反映して、九二億円の財  
政対策債、六九億円の財政特例債及び七  
〇億円の交付税特別分、合計一六二億  
円の臨時財源を見込んで総額三、一一九  
億（対五〇年度五月現計比一二・一％）  
の一般会計予算を編成した。なおこの予  
算編成についての財政的骨子は次の通り  
であった。

- 1 総合予算として編成する
  - 2 現行の行政水準は確保する
  - 3 従来ならば当然計上されたであろう  
計画的・継続的事業についても一部  
留保する
  - 4 新規施策については極力抑制する
- 5 年間補正財源として市税六五億円を  
留保する。

このような厳しい方針で編成された当  
初予算であったが、年間の財政運営のあ  
り方としては、その後の経済情勢や税収  
入等の推移如何によつては、国と同様こ  
れに対応して機動的弾力的に運用してい  
くこととした。

### 三 五一年度の財政運営

五一年度当初予算の編成にあたり指定  
都市では、市税収入の見込を対五〇年度  
実収比一〇～一二％程度とし、またこれ  
に対応して地方財政対策をとりこんだ。

五一年度に入り、各市の市税収入は順  
調に伸びる傾向を示し、特に四～六月の  
法人市民税は、前年同期比一〇～二〇％  
の伸びとなっている。しかしその後二・  
四半期から三・四半期にかけて景気は中  
だるみの状態を呈している。地方財政全  
般についてみても、一部企業の好況によ  
る増収も伝えられるが、賦行的、短期的な  
面もみうけられ、長期的安定には未だ日  
時を要するであろう。ただ指定都市の状  
況からすると現在の市税収入見込は各市  
とも一五％は超える見込となっている。  
このような中で、国は当初に策定した  
地方財政対策を変更することなく、普通  
交付税四八、七六一億円及び財政対策債  
四、五〇〇億円の配分を決定した。  
本市に対しても普通交付税二七、九八  
二百万円、財政対策債三、二六四百万  
円の配分が確定した。

したがって地方財政は、変動する地方  
税と、当初計画通りの国の地方財政対  
策、という要素をかかえて、次のような  
問題と対処しつつ、五一年度の財政を運  
営することとなった。それは、地方税  
の変動（増収）があつても借入れという  
国の地方財政対策を受入れるべきか、あ  
るいは増収分によつて当初懸案事項を処  
理すべきか、さらには財政調整基金等を  
増強して後年度に備えるべきかである。  
これらの問題について地方財政制度の基  
本的な面から考察してみよう。

第一に地方財政対策についてである。  
もともと地方財政対策とは地方財政の  
調整である。またその調整の最終責任は  
地方交付税法第六条の第三項により国  
にあるといわれ、具体的には地方財政計  
画であり、地方交付税制度である。

地方交付税制度は、その基本的な考え  
方としては、国と地方団体との事務配分  
に応じて算出された国税三税収入の一定  
割合（現行三二％）が自動的に地方交付  
税として配分され、その結果、配分割合  
が適正である限り年度毎に多少の過不足  
がでて、長期的には地方団体の必要と  
する財源額が確保されるというものであ  
る。また一面、地方団体が標準的な行政  
水準を確保するために必要な一般財源の  
全国ベースでの総額を保障する制度であ  
る。したがってまず地方交付税総額が、  
当該年度の国税三税の三二％としてマク  
ロに設定される。一方地方団体に交付す  
べき財源不足額は、各地方団体毎に算定  
される（基準財政需要額一基準財政収入  
額）。この財源不足額と普通交付税との  
比較で差異がでて（通常であるのが当  
然）、不足額の場合は調整率により  
圧縮減額して交付額とし（地方交付税法  
第一〇条第二項ただし書）、逆に余剰が  
生じた場合にはその超過額を特別交付税  
に繰入れて（同法第六条の三第一項）、

交付税総額はその年度に交付すること  
としている。さらに法人関係地方税につ  
いては交付税算定上の基準税額と実収入と  
に差があつたときは、翌年度以降の交付  
税算定上精算する制度がある。（同法付  
則第五項）

したがって地方交付税による調整の目  
的はあくまで長期的視点からのもので、  
各地方団体の現実の一般財源調整は各年  
度毎にこの長期的調整をふまえてつづ各団  
体の責任において行うことになる。この  
ような点からみて五一年度の特別措置に  
ついてこれを単純に上積みして財政規  
模の拡大を図ることなく、後年度の財政  
見通しの上になつて効率的に運用すべき  
であろう。

第二に五一年度地方財政対策への対応  
の問題である。

地方交付税法第六条の第三項によれ  
ば、地方財源不足額と地方交付税総額と  
が引続き著しく異なる場合には、地方行  
政制度の改正または交付税率（現行三  
二％）の変更を行うものとすると規定し  
ている。しかるに五〇、五一年度の財源  
不足額五兆円については何れも借入れ措  
置としている。したがって二兆円の財源  
不足の想定される五二年には当然三二  
％の交付税率の改訂が地方財政対策の焦  
点となるべきである。ともあれ五一年度  
二六、二〇〇億円の今後の償還について

の計画と措置をみてみよう。

1 地方交付税特別措置一三、七〇〇億円

五五九億円は一般会計からの臨時特例交付金、一三、一四一億円は資金運用部資金からの借入れとして二カ年据置き、五四年度から六一年度まで八カ年で償還、利子は一般会計負担とする。

2 地方債特例分二、五〇〇億円

財政対策債四、五〇〇億円のうち二、〇〇〇億円は元利償還金の全額、二、五〇〇億円は利子全額、充当率かさ上げ分八、〇〇〇億円は政府資金と公募債との利子差額相当分を、一般会計から臨時特例交付金として交付税金計へ繰入れる。

したがってこの計画によれば五四年度から八カ年で交付税総額から合計一二、五〇〇億円減額されることとなり、一方地方債償還に対応する臨時特例交付金分だけ国税三税の三二%（現行）に上積されたものが交付税総額となる。なお二、五〇〇億円に対応する元金分についても基準財政需要額に算入する計画であるので、結論として財政対策債四、五〇〇億円の元利償還については全額交付税措置されることとなる。

このように償還にあたり特別措置の講じられている地方債については、単純に借入れということにこだわることなく積極的に導入して、むしろ臨時的財源とし

て位置づけ、五一年度から五二年度以降にむけてその効率的運用を考えるべきではなからうか。

#### 四 今後の財政運営について

いく度か伝えられているように、今後のわが国経済の基調は低成長路線における長期安定を目標としている。国の財政においてもまず赤字国債からの脱却を考えて五〇年代前期を試算しており、地方財政についても五五年度に収支均衡を図ることを目標としている。

このような展望の中で本市財政もまた、長期的安定を基本として、総合計画にもとづく五カ年指標を財政需要決定の指針とするともに、進化管理のよりどころとして位置づけて、徹底した財政の計画的運営を図らなければならない。しかしこのような方向と姿勢に対して現実の財政運営にはいろいろの問題がある。例えば過去の市税増収二〇%時代に培われたものが今後の財政運営に不安定要素となるものがないかどうか等、以下反省を含めて問題点をとり出してみよう。

##### (一) 地方財源の構造問題

地方財政の運営において、長期的安定や計画のたて難い点については多くの議論がでてきているが、そのうち最も基本的な

ものとして地方財源の構造問題がある。地方財源構造が、国依存型であること、自主財源の乏しいことから、収支均衡の不安定や財政構造全般の非弾力性、さらには行政水準の低下をまねいている。したがってこれらの基本問題については地方団体としても既にあらゆる方法で関係機関に強く訴え、住民運動にまで拡げている。ただこの二、三年経済変動の中で著しい財源不足から、ともすると地方団体としても当面の措置、しかも宿命的な国依存措置の要望に追われ、長期的運営を考えるいとまのなかつたことも事実である。経済社会のやや安定化傾向のみえてきた現在、地方団体は各団体自身の長期展望をふまえながらも地方財政の基本的問題の解決にさらに向っていかなければならない。

##### (二) 財政の計画的運営の問題

本市行政の基本的方向は横浜市基本構想として議決されている。そしてこれをうけて基本計画としての総合計画、具体計画としての五カ年指標がある。現在五二年度を初年度とする新五カ年指標を策定中であるが、四八―五二年度の現行五カ年指標の存在とあわせて、あらためて五カ年指標の位置づけを考えてみよう。五カ年指標は単なる目標と計画の表示ではない。それは五カ年でこれだけの行

政を計画的に行い目標を達成することを市民にいわば約束するものともいえようし、また各年度の行政効果を評価する進化管理のよりどころでもある。さらに指標の策定にあたっては、目標水準の設定、行政計画の策定とともに、これを資金的に裏付ける財政計画も精細かつ大胆に樹てなければならぬ。しかもこれからの財政計画は、地方税の自然増収や、地方交付税、地方債による国の特別措置に安易に依存する、即ち高度経済成長期にならされてきた姿勢から転換したものでなければならぬ。したがって可能な限りの自主、自立的な財政計画の策定が必要であり、また組織、機構、人員についてもこれからの財政環境に適合したものでなければならぬ。

##### (三) 潜在的債務の解消問題

次に長期的安定を求めて計画的に運営して行こうとする本市財政において、不安定要素がないかの問題である。この問題の第一は先行取得した公共用地の保有、滞貨である。このことは高度経済成長期には地価高騰もあり、また各年度の処理も滞貨度を高めないう程度にできたので一応表面にはあらわれなかった。しかし四九―五〇年の経済変動を機として、国の補助認証の伸び悩みや事業化の遅れからその保有滞貨は急増し、五〇年度末

での累積保有は公共事業用地費會計一六、二二七百万円、土地開発公社二三、八四九百万円、計四〇、〇八六百万円となつた。これら保有用地の現実の資金運営は相当額を借入金によつてゐる。問題は保有の累積による後年度負担の増大と、その処理、事業化を如何に計画的に財政運営の中にとりこんで行くかである。併せてこれからの時代に適合した用地政策の確立である。

次に学校建設公社の校舎等保有の問題がある。この公社は、昭和四五年に設立され、五〇年度までに事業費二三、三七六百万円をもつて二、一一〇教室を建設している。そしてこの間に国庫補助認証を受けて本市が公社から譲渡をうけたものは、一、二〇一教室、九、九一八百万円、したがつて五一年度に九〇九教室十、一三、四五八百万円が保有滞貨として送られてゐる。小・中学校建設に対する全国需要は依然として高い。しかしながら文部省予算は超過負担の解消に追われ、数年来認証数量の伸びはほとんどみられない。そのため地方団体としては必然的にプレハブ教室措置或は公社建設に頼らざるをえなくなつたのである。地方団体の総需要に対応できない政府予算、さらには国庫財源に依存度の高い地方財政にあって義務教育施設の整備を図るには、今後学校建設公社システムの一層の利用

と、また教室だけに限らず、適正な教育施設の整備という目標に対しての公社の多面的利用の検討も迫られるであろう。

このように位置づけられる公社の財政運営はといへば、すべて借入金により運営されてゐる。五一年度公社予算は当初ベースで

校舎建設 三三九教室 五九七五百万円  
講堂建設 一〇校 五二二百万円

の事業量を予定しているが、この運営資金としては、本市貸付金二〇億円と銀行借入八〇億円を計画額としている。なおこの借入に伴う支払利息額はここ数年毎年一〇億円を超えている。

次に財政的に問題となるのが国民健康保険事業である。

昭和三六年に達成された国民皆保険の中で国民健康保険事業は、わが国の社会保険の中で大きな役割を果している。本市においても昭和五〇年十月現在、加入世帯二二八千世帯、被保険者六一八千人となつてゐる。

この事業の制度を原則からみるならば、保険者たる市は、加入者たる被保険者に対して一定の療養の給付等を行つてゐるが、その中心である法定医療に係る給付率は七〇％であり、その財源は被保険者負担である保険料と国庫補助金によつて運営されることとなつてゐる。しかしながら各年度の医療費改定及び

各種の福祉施策の実施による給付費の伸びと保険料の改定とは必ずしも国保財政運営の原則に合致せず、累積赤字は、四九年度四九四百万円、五〇年度一、八〇三百万円となり、五一年度では、実に四〇億円を超える見込となつてゐる。しかもこの間、国基準による負担原則では運営困難として、法定給付費の一部と、福祉施策としての政策的給付費について一般会計から四九年度で一九億円、五〇年度で二四億円、五一年度現計予算では二九億円もの繰出しを行つてゐる。

さらに今後の国保財政運営の中で医療費対応方式という基本的な改定が行われても、なお、五二年度で四〇億円を超える繰出金は必要であり、また国保会計の実態からして、五一年度末での累積赤字見込四〇億円は、特別の国庫補助金を要望しつつも、将来の一般会計で相当負担せざるをえないのではなからうか。

#### (四) 財政需要の膨張

人口急増や市民要望に対応して建設された公共施設の運営費や市民生活水準の向上に伴つて新設、拡充された施策による扶助費、さらに人件費・公債費等のいわゆる義務的経費の増加は最近特に著しい。経費構造の硬直化傾向も徐々にではあるがでてきている。特に市税・普通交付税等の経常的一般財源との関係での経

常収支比率をみると、四五〜四九年度で七〇％前後をたどつていたものが、五〇年度では一挙に七八・三％と著しくはねあがつてゐる。今後の一般財源の伸びが大きく期待できない見通しから考えると、慎重な配慮を要する点である。

さらに今後の財政運営上大きく計画的に負担の増大するものとして、下水道及び交通関係がある。これらの事業に対する一般会計の繰出状況は次のとおりである。

	下水道	交通	高速鉄道
四九年度	七、七三	一、〇四	二、六三
五〇年度	八、七三	一、六三	三、〇一
五一年度	八、八一	四、三七	四、二四
		(内貸付金二、四八)	
五二年度	二、六三	二、〇一	四、二六
五三年度	一、四、五三	二、五三	五、一六

これらのうち交通事業は再建計画によるもの、高速鉄道については建設に伴う国庫補助制度に関連するものであり、下水道事業については建設促進に伴い経常経費が飛躍的に増大するため、今後下水道使用料との関連で慎重に対処すべきであろう。

なお市立大学会計に対する繰出金も四九年度以来、各年度四〇億円を超えてゐる。

## 五 財政調整（長期的視点）からの財政運営

地方財政の歳出は、その分担する行政の性格から義務的、非弾力的経費の構成比が高く、歳入が減少してもこれに対応する歳出を縮減できる余地は極めて少ない。一方歳入、特にその中心を占めている地方税は経済の好、不況によって変動することが避けられず、この傾向は最近特に著しい。したがって地方財政が常に安定した運営をするためには、まず基本的な措置として、個々の団体において、一般財源にゆとりのあるときにはこれを別に積立てたり、地方債の繰上償還等を行うという配慮が機能的に求められる。特に経済成長の低下が見込まれるこれらの財政運営には個々の地方団体の自己防衛的な意味からもこれらの措置が必要であろう。

もともとこの問題は、地方財政の年度間の財源の不均衡の調整として、地方財政法第四条の三（年度間の財源調整・財政調整基金等の積立金の設置ほか）、あるいは同法第七条（剰余金の一部を地方債の繰上償還に充当）に制度として規定はされている。またこの制度は地方交付税制度の設定されたとき、地方公共団体

の各年度における財源の過不足額は、原則として地方交付税による財源調整は行わずに各地方団体の自主的な責任において行うという趣旨から設けられたものである。

特にこのうちの積立金（財政調整基金）は何らかの非常事態が発生することを予測してそれに備えるためのいわゆる予備費的なものではない。それは地方団体の長期的な経済活動の計画性を維持し、さらに単年度ごとの財政収支の均衡をも保持していくための調整機能をもつものである。したがってその運用は弾力的に行われるべきであって、ある年度で予定以上の収入があったり、臨時財源の増収によって經常財源に余裕が生じた場合には、将来に対する考慮をせずに種々の事業の追加を単純に行うことは避けるとともに、また一方計画通りの一般財源収入の見込めない場合等には、単純に単独事業の打ち切り、停止を行うことなく、即ちその年度だけの穴埋め処置に走ることなく、財政調整基金の積立て、あるいはとりくずしという運用により措置して、計画的な年度間のバランスのとれた財政運営をすべきである。経済成長率の低下が予想されるこれからは、この制度の効用が待たれるところであろう。

本市では、高度経済成長下の四〇年代、特に四五年度以降の市税は各年二〇％～二九％という高い伸びを示し、また地方交付税も大都市傾斜配分もあって飛躍的に増加した。しかし、この間財政調整については制度として設けておらず、各年度の財政運営の中で基本的な考え方の一つとして位置づけてきたのである。さらにまた、戦災復興、戦後十余年にわたる都心部の接収による都市再開発のおくれ、人口急増に伴う行政需要への対応等は、具体的な積立金、繰上償還等の年度間調整の制度化を許す余裕を与えなかった。わずかにこの間、財政調整的要素をもった土地開発基金の設置、増強、一部借替債の調整等が行われただけである。したがって各年度の一般財源の増加はいずれも、地方財政法第四条の三第一項中の「緊急実施を必要とする建設事業や、その他必要やむをえない事業」に充当せざるをえない状況にあったが、それでもなお市民要望に充分に応えるにいたらなかったのである。

## 六 おわりに

五一年一二月現在、国地方ともに五二年度予算の編成を進めている。

公共投資が減税か、あるいは両者の混合かと定まらなかった景気対策も、公共事業重点の政府予算を編成する方向で具体化しつつあり、総額二兆八兆円余（対五一年度比一五・六％）の規模を想定しているようである。しかし財源では赤字国債からの脱却はまた遠くなり、八兆円、依存度三〇％程度の国債発行はまぬがれないようである。

地方財政についても計画規模は対五一年度比で一五％は超えるのではなからうか。そして二兆円といわれる財源不足対策が焦点となっている。自治省は地方交付税率のアップを強力に訴えている。もちろんこれが四〇％になったとしても、到底二兆円の不足は補てんできない。当地方債増発問題がでてこよう。

本市の五二年度予算は現在策定中の新五カ年指標の第一年度となる。しかしながら五〇年度補正予算以来本市もまた、国の地方財政特別対策の具体化をまたないと予算の編成が困難となってきた。このような厳しくそしてまた流動的な環境の中での予算編成ではあるが、幾度か述べてきたように、これからの予算の編成にあたっては、経済動向の把握、中長期的な見通しにもとづく財政計画の策定は欠くことのできない要件である。